

第3 組織

1 ケア会議の設置

いじめの防止等の観点を含め、児童を広く指導・支援する組織として「ケア会議」を置く。ケア会議は、いじめ対策にかかる委員会を兼ねる。

2 ケア会議の構成

「ケア会議」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員を加える。
校長、教頭、教務主任、ケアコーディネーター、養護教諭、教育相談担当、生徒指導主任(担当)、支援加配(特別支援教育コーディネーター)

3 ケア会議^{※1}の機能

「ケア会議」は、日常的に「いじめ対策委員会」として機能し、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組を計画・実施する。
- (2) 具体的な行動計画を作成し、実行・検証・修正を行う。
- (3) いじめ等にかかる相談・通報の窓口の機能を果たす。
- (4) 児童の人間関係、学級の状況、いじめが懸念される状況等についての情報収集を行う。
- (5) 収集した情報を共有化・記録化する。
- (6) いじめであると疑われる情報に対する対応を担任と連携して行う。
 - ◆児童への事情聴取、指導
 - ◆支援体制、行動方針の決定
 - ◆保護者への連絡・報告と連携にかかる体制・方針の決定
- (7) いじめ事象を教育委員会へ報告する。

4 ケアコーディネーター^{※2}の設置

教育相談、特別支援教育、生徒指導等の機能を有機的に組み合わせ、児童および家庭の多様化したニーズに応じて支援を行うため、ケアコーディネーターを置く。ケアコーディネーターは、児童及び家庭の様々な状況に応じ、学校の持つ諸機能を組み合わせ、柔軟かつ迅速にケアする。ケアコーディネーターは、当分の間教務主任が担当する。

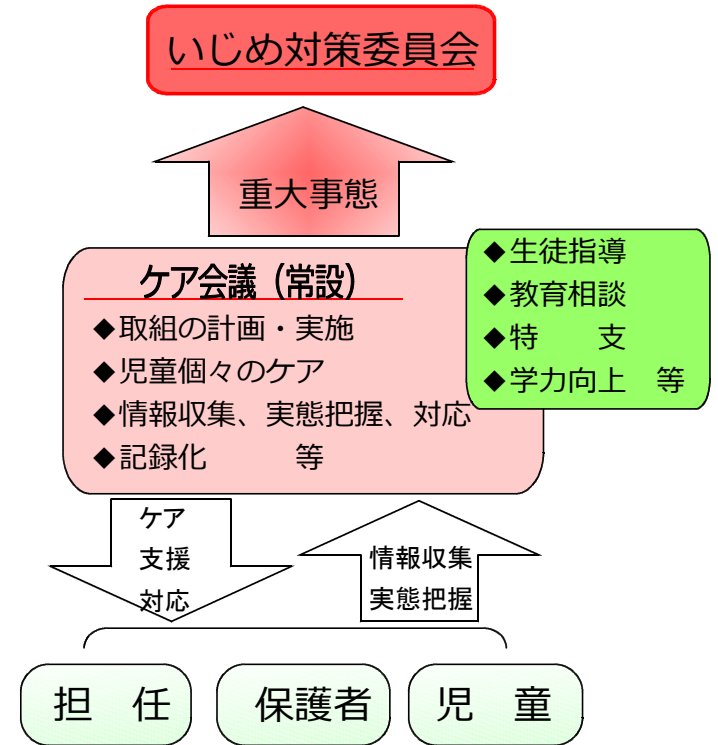


図3 組織及び機能

※1 ケア会議は、主に生徒指導部、教育相談部、特別支援教育部、学力充実部、人権教育部の機能を有機的に組み合わせ、対処すべき事案の特性に合わせて、臨機応変に活動する組織である。

ケア会議の活動を充実させることにより、各分掌の機能を十分に活かすこととなる。これにより、多方面からの取組を実施する。

※2 ケアコーディネーターは、ケア会議を主管すると共に、情報を収集、管理し、必要に応じてケア委員会を開く。情報収集、家庭訪問等、素早い指示を行う。

また、毎朝の定例会を主宰する。

